愛知県地域防災計画 - 地震災害対策計画 - の修正要旨

平成 14 年 10 月

1 計画の構成について

強化地域が大幅に拡大したため、別添資料「愛知県地域防災計画の構成」のとおり、構成も変更する。

2 防災協働社会の形成

災害に強い社会とするため、行政のみならず、住民、事業者、NPO等の様々な主体が防災対策に参加し、自分たちの地域の問題として取り組む防災協働社会の形成を目指し、「県民の責務」と「事業者の責務」を位置づけた(第1編第2章第3節、第4節)。

3 緊急輸送道路計画の見直し

災害応急活動及び警戒宣言発令時対策活動の実施に必要な、物資、資機 材、要員等の緊急輸送を行うための緊急輸送道路計画を全面的に見直し、 ネットワークの強化を図る(第2編第4章第2節)。

4 津波・液状化対策の充実

県による東海地震及び東南海地震による「津波予測図」の作成及び津波避難計画に係る指針策定、関係市町村による避難誘導計画の作成など、津波対策を充実する(第2編第9章第2節)。

地震等被害予測調査の結果により液状化対策を検討し、危険度判定や防災マップ作成など、液状化対策の推進を図る(第2編第3章第2節)。

5 警戒宣言発令時等の対策

強化地域が大幅に拡大されたので、全面的に見直し、別添資料「警戒宣 言発令時等の対応一覧」のとおりとする。

6 帰宅困難者対策

組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を 見極めた上で、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるもの とし、今後、行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組み づくりを進めていくものとする(第4編第21章)。

判定会招集時には、正確な情報を提供し、警戒宣言発令時には交通機関が運行を停止する旨の情報を提供し、また、鉄道は状況に応じて輸送力の増強を行い、事前の帰宅困難者発生抑制に努める(第3編第5章)。

また、学校は、警戒宣言発令時の公共交通機関運行中止などにより、児童・生徒等の保護が困難となることが予想される場合は、地域の実情に応じて、判定会招集時からの具体な対応方法を定めておく(第3編第5章)。